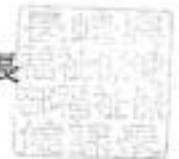


1 5 福 保 号 外

平成16年 3 月 8 日

特定非営利活動法人 化学物質過敏症支援センター理事長 様

長 崎 県 福 祉 保 健 課 長



「保健所についての要望書」に対する回答について

2004年1月19日付けで貴職から送付がありました標記要望書につきましては、保健所における取り組みに限らず他の部局にも関連する内容ですので、要望の趣旨を関係部局に伝えるとともに対応状況をとりまとめましたので、下記のとおり回答します。

今後とも、関係部局間で連携を図って対応してまいります。

記

(情報の周知について)

- シックハウス等に係る厚生労働省の通知やパンフレット等の情報については、保健所はもとより、健康・住宅・建築等の関係課や市町村にも配布し、周知を図っています。

(学校における室内環境保全の取り組みについて)

- 学校における室内空気環境について、「学校環境衛生の基準」に基づき適切な管理を指導しています。また、平成15年4月以降は、新築・改築・増築の際に、施工業者による室内空気環境濃度測定を義務づけています。
- 学校保健委員会を中心として、必要に応じて、学校・教育委員会・学校薬剤師等の専門機関と各学校の状況等情報交換を行い、連携を図っています。

(受動喫煙の防止の取り組みについて)

- 平成13年3月に策定した「健康ながさき21」や平成15年5月施行の「健康増進法」に基づき、受動喫煙を防止するため、「禁煙」や「分煙」への取り組みが促進されるよう、広報誌や分煙パンフレットの配布により県民に周知を図っています。また、県・市町村管理の公共施設での分煙状況を調査し、その結果を公表するなど取り組みを促進しています。

(建築・公営住宅関係の取り組みについて)

- 県有建築物の発注にあたっては、特記仕様書において、床、壁、天井、建具等の内装材料にはホルムアルデヒド等の発散量が少ない材料を使用するよう規定し、完成前に測定を行い、厚生労働省の指針値を下回っていることを確認しています。また、会議等を通じて、市町村に対して指導を行っています。
- 公営住宅については、「公営住宅整備基準」に基づき、居室の内装仕上げ等はホルムアルデヒドを発散する建材の規制を行い、24時間換気装置を設けるとともに、入居前に化学物質の濃度測定を行い、厚生労働省指針値を下回っていることを確認しています。

(生活保護について)

- 生活保護の受給開始決定については、生活保護法に基づき、稼働能力・預貯金や資産の保有状況等を調査・判定のうえ行われます。

(乳幼児検診・がん検診について)

- 乳幼児検診やがん検診は市町村が主体となって実施していますが、アレルギー等に関する情報を事前にお知らせいただければ、個別対応等、可能な限り配慮されるよう助言してまいります。

(医療機関での治療・診断について)

- 化学物質過敏症やシックハウス症候群に対応できる医療機関の確保については、まず原因分析、診断・治療方法の確保が求められますが、国においてシックハウス症候群の原因分析、診断・治療方法の研究等の対策を厚生労働省と関係省庁とが連携して総合的に推進することとされています。国の動向を注視するとともに、要望の趣旨を医療機関にもお伝えします。

(農薬・殺虫剤散布について)

- 農薬散布において、刺激臭の強い土壤消毒剤を使用する際は、処理後直ちにビニルによる被覆を指導し、揮発防止及び危被害防止の徹底を図っております。また、地域によっては、処理日に周辺住民を他区域へ避難させる等の対策をとっています。農薬による化学物質敏感症が明らかになった場合は、周辺の農薬使用者への農薬の使用制限等について理解と協力を求めていきます。
- 住民を風害や潮害から守っている防風林・防潮林の松については、市町村が実施主体となって松くい虫等の被害から守るため農薬散布を行っています。実施に当たっては、森林病虫害防除法等関係法令を遵守し、地元関係者や住民との意志疎通を図りながら安全性に十分配慮して実施しています。

(化学物質の管理に係る事業者への説明並びにダイオキシン類等の調査結果の周知について)

- 事業活動における化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止するため、いわゆる「化学物質排出把握管理促進法」の周知を目的とした事業者への説明会を開催するとともに、各保健所を通じた周知等を図っています。
- 人の健康へ影響を及ぼすと言われているダイオキシン類や環境ホルモンについては、環境中の濃度調査を実施しており、その調査結果についてはホームページでお知らせしています。